

資料 2

令和 7 年度情報公開・個人情報保護制度運用状況

I 情報公開制度の運用状況（令和 7 年度）

1 実施機関別の請求件数及び開示決定等の件数

実施機関	請求件数	決定区分				不服申立て
		全部開示	部分開示	非開示	不存在等	
町長	6	0	5	1	0	0
議会事務局	3	1	2	0	0	0
教育委員会	2	1	0	0	1	0

2 開示請求の内容及び処理状況

(1) 町長部局

№	申出 (受付) 年月日	決定年月日	対象公文書の件名	決定区分	非開示事由	所管課
1	R7. 4. 14	R7. 4. 28	令和6年度4月1日から令和7年度4月13日までの利根町太陽光発電施設の適正な設備及び管理に関する条例により申請された、申請書類及び添付書類	部分開示	第2号	生活環境課
2	R7. 7. 4	R7. 9. 2	別紙のとおり（任意的開示）	部分開示	第2号	保健福祉センター
3	R7. 9. 12	R7. 9. 17	農林業近代化施設解体設計工事費内訳書	非開示	第7号	農業政策課
4	R7. 11. 4	R7. 11. 18	①地域おこし協力隊を採用する際の採用条件がわかる書類一式、業務委託契約書、募集事項、服務規程や遵守すべきことが掲載されている書式一式（空き家、スポーツそれぞれ） ②地域おこし協力隊員サポート業務委託の業務委託契約書、採用条件がわかる書類一式	部分開示	第2号	政策企画課
5	R7. 11. 13	R7. 11. 19	公有財産賃貸借契約書 公有財産賃貸借契約書（第2回変更）	部分開示	第2号	財政課
6	R7. 12. 17	R7. 12. 22	もえぎ野団地造成時の町と事業者との覚書	部分開示	第3号	まち未来創造課

(2) 議会事務局

1	R7. 10. 30	R7. 11. 12	過去10年間の委員会開催請求書（常任委員会などの開催について）	全部開示		議会事務局
2	R7. 10. 30	R7. 11. 12	令和6年第3回定例会にて、「R6. 8. 14利根町が利根町立木に所有する農林業近代化施設に関する請願書及び同請願書賛同者署名簿（提出された分）」	部分開示	第2号	議会事務局
2	R7. 10. 30	R7. 11. 12	令和6年9月教職員定数改善と義務教育費国庫負担堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願及び意見書提出議案（政府へ提出分）」	部分開示	第2号	議会事務局

(3) 教育委員会部局

1	R7. 9. 4	R7. 9. 10	令和7・8年度文化センター多目的ホール照明器具外更新工事 調光設備工事, 照明負荷設備工事, 移動器具工事一式について, より詳しい内容がわかるもの及び詳しい金額の内訳がわかる見積書	部分開示	第3号	文化センター
2	R7. 11. 7	R7. 11. 19	令和4年度にあった当該請求者の長男のクラスの教師による他の児童への体罰について	不存在		指導課

* 非開示情報の説明

非開示情報は、情報公開条例第7条の各号で規定されています。非開示事由は、次のとおりです。

- 【第1号】 法令、条例等により非開示とされている情報
- 【第2号】 特定の個人を識別できる情報又は個人を識別できないが開示することにより、個人の利益を害するおそれがある情報
- 【第3号】 法人や事業を営む個人の事業に関する情報で開示することにより権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報
- 【第4号】 開示しない条件で任意に提供した情報であって、公にしないこととされている情報
- 【第5号】 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- 【第6号】 町の事務事業の審議、検討又は協議等に支障を及ぼすおそれがある情報
- 【第7号】 町が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- 【第8号】 国等との協力関係又は信頼関係に支障を及ぼすおそれがある情報

II 個人情報保護制度の運用状況（令和7年度）

1 実施機関別の請求件数及び開示決定等の件数

実施機関	請求件数	決定区分				是正の申出
		全部開示	部分開示	非開示	不存在等	
町長	1	1	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0

2 開示請求の内容及び処理状況

(1) 町長部局

	申出 (受付) 年月日	決定年月日	対象公文書の件名	決定区分	非開示事由	所管課
1	R7.8.6	R7.8.8	令和5年4月26日の介護認定審査会に使用した主治医意見書及び認定調査票	全部開示		福祉課

(2) 議会事務局

該当なし						
-------------	--	--	--	--	--	--

(3) 教育委員会部局

該当なし						
-------------	--	--	--	--	--	--

* 非開示情報の説明

非開示情報は、個人情報の保護に関する法律第78条の各号で規定されています。

【個人情報の保護に関する法律第78条第2号】

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分